

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2024年3月4日
【会社名】	株式会社ファンペップ
【英訳名】	FunPep Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三好 稔美
【本店の所在の場所】	大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本町三丁目11番5号
【電話番号】	03-5315-4200(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部長兼CFO 林 毅俊
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 199,999,800円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,587,300株	完全議決権株式であり、権利内容について何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は、100株であります。

- (注) 1. 本有価証券届出書により募集する当社普通株式(以下「本株式」といいます。)の発行(以下「本第三者割当増資」といいます。)は、2024年3月4日の取締役会決議(以下「本取締役会決議」といいます。)によるものであります。
2. 当社と割当予定先である塩野義製薬株式会社(以下「割当予定先」又は「塩野義製薬」といいます。)は、2024年3月4日付で「抗IgE抗体誘導ペプチド(FPP004X)のオプション権に関する契約書」(以下「本オプション契約」といいます。)を締結し、その中で本第三者割当増資についても規定しています。本オプション契約において、本第三者割当増資に係る引受契約の締結については、金融商品取引法に基づく届出の効力が発生していることが条件とされております。
3. 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	1,587,300株	199,999,800	99,999,900
一般募集			
計(総発行株式)	1,587,300株	199,999,800	99,999,900

- (注) 1. 本第三者割当増資は、第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は、99,999,900円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
126	63	100株	2024年3月21日(木)		2024年3月21日(木)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は、本株式の発行に係る会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約書を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
4. 払込期日までに割当予定先との間で本株式の総数引受契約書を締結しない場合は、本第三者割当増資は行われないこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ファンベップ 管理部	東京都中央区日本橋本町三丁目11番5号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 築地支店	東京都中央区築地二丁目11番21号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
199,999,800	2,500,000	197,499,800

- (注) 1. 払込金額の総額（発行価額の総額）は、本第三者割当増資による本株式の発行によるものであり、発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、登記関連費用、有価証券届出書等の書類作成費用その他諸費用であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額については、以下の内容に充当する予定であります。なお、実際に充当するまでの間は、安全性の高い預金口座等にて運用・管理していく予定です。

具体的な使途	金額（千円）	支出予定時期
抗体誘導ペプチドFPP004Xの開発費	197,499	2024年12月期

- (注) 前臨床試験や臨床試験等の開発又は探索研究中のテーマに対する研究は一般的に複数年度に渡って実施すること、また実施期間の不確実性が高いことから、重要性の観点から支出予定時期は、年度単位のレンジで表示しております。

・抗体誘導ペプチドFPP004Xの開発費

FPP004Xは、現在前臨床試験を進めております。

今回の調達資金は、2025年からの日本での臨床試験実施に向けて、前臨床試験、治験薬製造及び臨床試験費用等の開発費として、2024年12月期に197,499千円を充当する計画です。

第9回新株予約権による調達資金の資金使途及び支出時期の変更について

2021年11月26日付で提出した「有価証券届出書」の「第一部 証券情報 第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載し、2023年11月14日付で提出した「四半期報告書」において資金使途及び支出予定時期を変更した第9回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）による調達資金について、以下の通り資金使途及び支出時期が変更となりました。

1. 変更の理由

本新株予約権は、2023年12月13日付で行使期間が終了し、本新株予約権による調達資金は当初予定金額1,268百万円から781百万円へ減少いたしました。調達資金の減少に伴い、一部の資金使途について、充当金額が未達となり支出時期も変更になりました。

一方、当社は、2024年3月4日開催の取締役会において、アレルギーワクチンの抗体誘導ペプチドFPP004Xの開発に関して塩野義製薬との間で資本業務提携（以下、「本資本業務提携」といいます。）を行うこと、並びに塩野義製薬に対して第三者割当による新株式の発行を行うことを決議いたしました。本第三者割当増資の調達資金（約2億円）は、本新株予約権による調達資金が未達となった抗体誘導ペプチドFPP004Xの開発費へ充当する予定です。その他の未達となった資金使途については、手許資金を充当する予定です。

2. 変更の内容

本新株予約権による調達資金の資金使途及び支出時期の変更の内容は、以下の表のとおりです。変更箇所には下線を付しております。

(変更前)

具体的な使途	金額（千円）	支出予定時期
抗体誘導ペプチドFPP003の開発費	17,040	2023年12月期
抗体誘導ペプチドFPP004Xの開発費	235,234	2024年12月期
抗体誘導ペプチドFPP005の開発費	84,288	2022年12月期～2024年12月期
研究費	209,707	2022年12月期～2024年12月期

具体的な用途	金額(千円)	支出予定時期
人件費	276,809	2022年12月期～2024年12月期
当社の安定的な研究開発活動の継続及び推進に必要な事業運営資金	445,764	2022年12月期～2024年12月期
合計	1,268,841	

(変更後)

具体的な用途	金額(千円)	支出予定時期
抗体誘導ペプチドFPP003の開発費	17,040	2023年12月期
抗体誘導ペプチドFPP004Xの開発費	—	—
抗体誘導ペプチドFPP005の開発費	84,166	2022年12月期～2023年12月期
研究費	144,113	2022年12月期～2024年12月期
人件費	200,938	2022年12月期～2024年12月期
当社の安定的な研究開発活動の継続及び推進に必要な事業運営資金	334,955	2022年12月期～2023年12月期
合計	781,212	

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

名称	塩野義製薬株式会社
本店の所在地	大阪市中央区道修町三丁目1番8号
直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度 第158期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 2023年6月22日 関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度 第159期第1四半期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日) 2023年8月9日 関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度 第159期第2四半期(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日) 2023年11月10日 関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度 第159期第3四半期(自 2023年10月1日 至 2023年12月31日) 2024年2月9日 関東財務局長に提出

(注) 割当予定先は、東京証券取引所プライム市場に上場しております。

(2) 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	割当予定先は、当社株式1,095,200株を保有しています。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	当社は、2015年10月13日付で割当予定先との間で、当社開発品SR-0379に関するライセンス契約を締結しております。

(注) 上記は、本有価証券届出書提出日(2024年3月4日)現在のものであります。

(3) 割当予定先の選定理由

割当予定先との間で、以下の本資本業務提携を行うためです。

本資本業務提携の理由

当社は、大阪大学大学院医学系研究科の研究成果である機能性ペプチド「AJP001」を強みとして展開する抗体誘導ペプチドプロジェクトを中心に医薬品の研究開発を進めております。開発段階にある抗体誘導ペプチドは、標的タンパク質IL-17Aに対するFPP003、標的タンパク質IgEに対するFPP004X及び標的タンパク質IL-23に対するFPP005です。

このうち、FPP004Xは、標的タンパク質IgE(Immunoglobulin E)に対する抗体誘導ペプチドですが、IgEは、アレルギー反応に重要な役割を果たしており、アレルギー性疾患の発症に関与しております。当社は、FPP004Xについて、2025年からの日本国内での臨床試験開始を目指して花粉症(季節性アレルギー性鼻炎)を対象疾患とする前臨床試験を進めておりました。

本資本業務提携において、当社開発品のFPP004Xの研究開発に塩野義製薬が強みを持つ医薬品開発のノウハウを活かすことにより、効果の持続性が長いというワクチンの特長を生かした利便性の高い花粉症治療薬の研究開発を推進いたします。

FPP004Xの対象疾患である花粉症は、スギやヒノキ等の植物の花粉に対する過剰なアレルギー反応を起こすアレルギー疾患です。代表的な症状は、くしゃみ、鼻水、鼻づまりや目のかゆみなどです。

日本国内の全国疫学調査による有病率(注)は、2019年に花粉症全体で42.5%、患者数の多いスギ花粉症で38.8%と高く、またそれぞれ10年前(2008年)と比較して10%以上上昇しています。

このため、政府は花粉症を多くの国民を悩ませ続けている社会問題として捉え、2023年4月から「花粉症に関する関係閣僚会議」を開催して花粉症対策に取り組んでいます。

抗体誘導ペプチドは、患者様の体内で標的タンパク質に対する抗体産生を誘導することにより治療効果を期待するペプチド治療ワクチンです。標的タンパク質IgEに対する抗体誘導ペプチドFPP004Xは、体内で免疫細胞が一定期間IgEに対する抗体を産生させることから、花粉症に対する持続的な効果が期待されます。この効果の持続期間が長いというワクチンの特長により、当社は、花粉症のシーズン(飛散時期)前に投与すればシーズ

ンを通して症状を緩和できる、患者様にとって利便性の高い新しい治療選択肢を提供することを目指してFPP004Xの医薬品開発を進めています。

塩野義製薬は、取り組むべきヘルスケア社会課題の中で、「健やかで豊かな人生への貢献」をマテリアリティ(重要課題)として特定し、これまでもダニアレルギーに対する減感作療法薬を開発・販売するなど、いきいきとした豊かな暮らしの実現を目指した取り組みを進めてきました。引き続き、アンメットメディカルニーズの高い花粉症に対する画期的な治療法をお届けできるよう努力し、患者さまのQOLの向上に貢献する予定です。

本資本業務提携において塩野義製薬が当社株式を追加取得することにより、当社は医薬品開発に強みを持つ塩野義製薬との関係強化を図り、また調達資金をFPP004X開発費へ充当し、アレルギーワクチン(抗体誘導ペプチド)の実用化へ向けた研究開発を推進してまいります。

(注) 松原篤他・鼻アレルギーの全国疫学調査2019(1998年,2008年との比較):速報-耳鼻咽喉科医およびその家族を対象として-・日耳鼻 2020;123:485-490.

本業務提携の内容

当社は、2024年3月4日付で、塩野義製薬との間で抗体誘導ペプチドFPP004Xに関するオプション契約(以下「本オプション契約」といいます。)を締結しました。

本オプション契約締結により、塩野義製薬は、当社が実施する臨床試験の結果等にもとづき、FPP004Xの全世界における独占的研究開発及び商業化権を取得するオプション権を獲得します。当社は、本オプション契約締結に伴い、塩野義製薬から契約締結に伴う一時金(3億円)、オプション権が行使された場合のライセンス契約の契約一時金、開発進捗に応じた開発マイルストーン及び販売額に応じた販売マイルストーンの合計として最大178億円を受取ります。また販売額に応じたロイヤリティを受取ります。

塩野義製薬と当社は、2015年10月に締結した皮膚潰瘍治療薬SR-0379のライセンス契約にもとづき、現在日本国内での共同開発を進めています。本資本業務提携により両社の提携範囲は皮膚潰瘍治療薬SR-0379と抗体誘導ペプチドFPP004Xへと2品目へと拡大いたします。

本資本提携の内容

当社は、本第三者割当増資により、塩野義製薬に対して、当社普通株式1,587,300株(当社の2023年12月31日現在の発行済株式数の6.55%(小数点以下第3位を四捨五入。議決権比率について以下同様))を割り当てます。

塩野義製薬は、皮膚潰瘍治療薬SR-0379に関する業務提携先であり当社株式を保有しています。同社は現在当社の第3位の株主(当社株式1,095,200株を保有)ですが、本第三者割当増資により当社の筆頭株主(当社株式2,682,500株を保有予定、2024年3月21日(予定)の発行済株式数25,843,800株の10.38%を保有)へ異動する予定です。

当社は、2020年12月の株式上場以降、株式上場に伴う調達資金(以下「上場調達資金」という)及び2021年12月発行の第9回新株予約権による調達資金により医薬品等の研究開発を進めてまいりました。抗体誘導ペプチドFPP004Xの開発に対しては上場調達資金に続いて本第三者割当増資の調達資金を充当する予定です。

(4) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 1,587,300株

(5) 株券等の保有方針

当社は、割当予定先は、本資本業務提携の趣旨に鑑み、本第三者割当増資により取得する当社株式を長期的に保有する方針であることを口頭で確認しております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本件第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(6) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先が2024年2月9日に提出している第159期第3四半期 四半期報告書の要約四半期連結財政状態計算書により、本第三者割当増資に伴って割り当てられる本株式の払込みのために十分な現金及び現金同等物を保有していることを確認しております。

(7) 割当予定先の実態

割当予定先は、東京証券取引所プライム市場に株式を上場しており、割当予定先が東京証券取引所に提出した2023年6月30日付「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」において、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を公表しているため、当社は、割当予定先関係者について、反社会的勢力とは一切関係がないと判断しています。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本株式の払込金額は、割当予定先との協議を踏まえ、本株式の発行に係る取締役会決議の直前取引日（2024年3月1日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の終値と同額である126円といたしました。取締役会決議の直前取引日の終値と同額を採用することといたしましたのは、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断したためです。また、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年4月1日制定）にも準拠していると考えています。なお、当該払込金額126円につきましては、本株式の発行に係る取締役会決議の直前取引日（2024年3月1日）までの直近1か月間の当社普通株式の終値の平均値132円（小数点以下を四捨五入。以下、平均株価の計算について同様に計算しております。）に対する乖離率が4.55%（小数点以下第3位を四捨五入。以下、株価に対する乖離率の数値の計算について同様に計算しております。）、同直近3か月間の当社普通株式の終値の平均値138円に対する乖離率が8.70%、同直近6か月間の当社普通株式の終値の平均値149円に対する乖離率が15.44%となります。

また、当社監査役3名（うち社外監査役3名）全員から、本第三者割当増資の払込金額は、本株式の発行に係る取締役会決議の直前取引日（2024年3月1日）における当社普通株式の終値と同額である126円であり、当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準に、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、当社の直近の財政状態及び経営成績等を勘案して決定されたもので、適正かつ妥当であり、割当予定先に特に有利な金額ではなく、適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本第三者割当増資における新規発行株式数は1,587,300株（議決権数15,873個）であり、2023年12月31日現在の当社発行済株式総数24,236,500株（議決権総数242,285個）を分母とする希薄化率は6.55%（議決権ベースでの希薄化率は6.55%）に相当します。

しかしながら、本第三者割当増資は、割当予定先と当社との間の本資本業務提携に基づき実施されるものであり、本資本業務提携を履行することは、中長期的な視点から今後の当社の企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しております。

また、割当予定先は当社株式を長期的に保有する方針であり、今回の発行数量及びこれによる株式の希薄化の規模並びに流通市場への影響は上記の目的達成のうえで合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
塩野義製薬株式会社	大阪市中央区道修町三丁目1番8号	1,095,200	4.52%	2,682,500	10.38%
森下 竜一	大阪府吹田市	1,340,000	5.53%	1,340,000	5.19%
SBI4&5投資事業有限責任組合	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,190,400	4.91%	1,190,400	4.61%
三好 稔美	東京都渋谷区	1,025,000	4.23%	1,025,000	3.97%
有限会社アドバンステクノロジー	大阪府吹田市千里山西一丁目41番4号	1,000,000	4.13%	1,000,000	3.87%
株式会社ReBeage	東京都世田谷区上馬二丁目34番15号202号室	835,000	3.45%	835,000	3.23%
New Life Science1号投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門五丁目13番1号 虎ノ門40M Tビル	793,600	3.28%	793,600	3.07%
株式会社SOLA	東京都港区西麻布四丁目22番15号602号室	750,000	3.10%	750,000	2.90%
中神 啓徳	大阪府茨木市	650,000	2.68%	650,000	2.52%
株式会社メディバルホールディングス	東京都中央区京橋三丁目1番1号	595,200	2.46%	595,200	2.30%
計		9,274,400	38.28%	10,861,700	42.04%

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2023年12月31日現在の株主名簿上の株式数を基準としております。
2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当前の「所有株式数」に、第3回新株予約権の一部行使による新株式の増加分及び本第三者割当増資により割り当てられる株式数を加えた株式数によって算出しております。
3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。なお、算出にあたっては、当社所有の自己株式(11株)を含めておりません。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業の内容について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第10期）の提出日（2023年3月30日）以後、本有価証券届出書提出日（2024年3月4日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業の内容」について、以下のとおり、変更及び追加すべき事項が生じております。当該変更及び追加箇所については、_____ 罰で示しております。なお、将来に関する事項は本有価証券届出書提出日（2024年3月4日）現在において判断したものであります。

[事業の内容]

（前略）

(2) 抗体誘導ペプチド

（中略）

抗体誘導ペプチドの開発パイプライン

（中略）

(B) FPP004X

（中略）

開発状況

FPP004Xは、大阪大学との共同研究のもとで当社グループが同定した開発化合物であります。

現在、前臨床試験の段階にあります。

提携状況

当社グループは、2024年3月に、塩野義製薬株式会社との間でオプション契約を締結いたしました。

このオプション契約により、塩野義製薬は、当社グループが実施する臨床試験の結果等にもとづき、全世界における独占的研究開発及び商業化権を取得する権利を保有しております。その対価として、当社グループは、契約締結に伴う一時金、オプション権が行使された場合のライセンス契約の一時金、研究開発の進捗に応じた開発マイルストーン、販売額に応じた販売マイルストーン及びロイヤリティーを受取る予定であります。

（中略）

(3) 研究開発パイプライン

（中略）

<医薬品>

・ 開発品

種類	開発品	対象疾患	事業化 想定地域	臨床試験 実施地域	探索研究	前臨床 試験	臨床試験			導出先等
							第Ⅰ相	第Ⅱ相	第Ⅲ相	
機能性 ペプチド	SR-0379	皮膚潰瘍	全世界	日本			第Ⅲ相臨床試験			塩野義製薬株 (全世界のライセンス契約)
抗体誘導 ペプチド	FPP003 (標的：IL-17A)	乾癬	全世界	豪州			第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験			住友ファーマ株 (北米のオプション契約)
		強直性脊椎炎 (注) 1		日本			医師主導治験 第Ⅱ相			
	FPP004X (標的：IgE)	花粉症 (季節性アレルギー 性鼻炎)	全世界	—		前臨床試験				塩野義製薬株 (全世界のオプション契約)
	FPP005 (標的：IL-23)	乾癬 (注) 2	全世界	—		前臨床試験				未定
新型コロナ ペプチド ワクチン	FPP006	新型コロナウイルス 感染症 (COVID-19) (注) 3	全世界	—		前臨床試験				未定

- (注) 1. 大阪大学大学院医学系研究科が採択された国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の令和3年度「難治性疾患実用化研究事業（2次公募）/希少難治性疾患に対する画期的な医薬品の実用化に関する研究分野」として脊椎関節炎を対象とする開発が行われています。
2. 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）「研究開発型ベンチャー支援事業/橋渡し研究開発促進による事業化支援」の支援の成果に基づき、開発を進めています。
3. 大阪大学大学院医学系研究科が採択された国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の令和3年度「橋渡し研究プログラム（シーズB）/感染症・関連疾患」（2次公募）として開発が行われています。

（後略）

2. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第10期、提出日2023年3月30日）及び四半期報告書（第11期第3四半期、提出日2023年11月14日）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2024年3月4日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、以下のとおり、変更及び追加すべき事項が生じております。当該変更及び追加箇所については、_____ 罫で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、下記に記載されたものを除き、当該事項は本有価証券届出書提出日（2024年3月4日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、将来に関する事項は本有価証券届出書提出日（2024年3月4日）現在において判断したものであります。

[事業等のリスク]

（前略）

（2）事業遂行上のリスク

特定の提携契約への依存及び収益の不確実性

当社グループは、下記の提携契約を締結しており、これらの提携契約による収益を中心とした事業計画を策定しております。

- ・ 2015年10月に、塩野義製薬株式会社との間で機能性ペプチドSR-0379の全世界における独占的研究開発・商業化権を供与するライセンス契約を締結
- ・ 2018年3月に、大日本住友製薬株式会社（現住友ファーマ株式会社）との間で抗体誘導ペプチドFPP003の北米における独占的開発・商業化権を供与するライセンス契約に関するオプション契約を締結
- ・ 2024年3月に、塩野義製薬株式会社との間で抗体誘導ペプチドFPP004Xの全世界における独占的研究開発・商業化権を供与するライセンス契約に関するオプション契約を締結

しかしながら、このような提携契約は、契約条項違反が一定期間内には是正されない場合など契約に規定された何らかの要因により、契約期間満了前に終了する可能性があります。現時点では契約が終了となる状況は発生しておりませんが、本契約が終了した場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、機能性ペプチドSR-0379、抗体誘導ペプチドFPP003及び抗体誘導ペプチドFPP004Xが上市する前の収益として、開発マイルストーン収益等を見込んでおりますが、この発生時期は開発の進捗に依存した不確実性を伴うものであり、開発が遅延した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

今後も、事業会社との新規提携契約により、上記の3つの提携契約への依存度を低減していく方針ではありますが、新規提携契約を獲得できる保証はありません。

（後略）

3. 経営上の重要な契約等について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第10期）の提出日（2023年3月30日）以後、本有価証券届出書提出日（2024年3月4日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「経営上の重要な契約等」について、以下のとおり、追加すべき事項が生じております。当該追加箇所については、_____ 罫で示しております。なお、将来に関する事項は本有価証券届出書提出日（2024年3月4日）現在において判断したものであります。

[経営上の重要な契約等]

（前略）

（3）技術導出

相手方		契約品目	契約締結日	契約内容	契約期間
名称	国名				
塩野義製薬(株)	日本	ライセンス契約	2015年10月13日	機能性ペプチドSR-0379の独占的な実施権の許諾及び再許諾に関する契約	2015年10月13日から本製品の許諾対象地域における最初の商業的販売から15年を経過する日又は本製品を実質的に保護する本特許の特許期間満了日のいずれか遅く到来する日まで
住友ファーマ(株)	日本	オプション契約	2018年3月30日	抗体誘導ペプチドFPP003の北米における独占的な実施権の許諾及び再許諾に関するオプション契約	2018年3月30日から対象のライセンス契約が締結された日又はライセンス契約が締結されないと決定した日のいずれか早く到来する日まで
塩野義製薬(株)	日本	オプション契約	2024年3月4日	抗体誘導ペプチドFPP004Xの独占的な実施権の許諾及び再許諾に関するオプション契約	2024年3月4日からオプション権行使期間満了日又はライセンス契約締結日のいずれか早い日まで

（後略）

4. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第10期）の提出日（2023年3月30日）以後、本有価証券届出書提出日（2024年3月4日）までの間において、以下の臨時報告書を近畿財務局に提出しております。

（2023年4月3日提出の臨時報告書）

1 提出理由

2023年3月29日開催の当社第10期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

（1）当該株主総会が開催された年月日

2023年3月29日

（2）当該決議事項の内容

議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

繰越利益剰余金の欠損を補填し、財務体質の健全化を図ることを目的として、資本準備金の額の減少と剰余金の処分を行うことについて、ご承認をお願いするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%) (注)2
議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件	147,126	1,646		(注)1	可決(98.89%)

- (注)1. 出席した議決権を有する株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 賛成割合は、出席株主の議決権の数に対し、本株主総会の前日までの事前行使により賛成の意思表示が確認できた株主及び本株主総会の当日出席のうち賛成の意思表示が確認できた一部の株主の議決権の数の合計数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたもの(代理人が委任状により行使した議決権数を含む)を合計したことにより各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

5. 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第10期)「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (4) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金について、本有価証券届出書提出日(2024年3月4日)までの間における資本金の増減は以下のとおりであります。

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2023年1月1日～ 2023年5月14日 (注)1	2,625,900	24,025,800	252,008	2,726,643	252,008	3,169,346
2023年5月15日 (注)2					2,678,169	491,176
2023年5月16日～ 2024年3月4日 (注)1	230,700	24,256,500	20,152	2,746,796	20,152	511,329

- (注)1. 新株予約権の行使による増加であります。
2. 2023年3月29日開催の第10期定時株主総会決議に基づく欠損填補による減少であります。

6．最近の業績の概要

2024年2月14日開催の取締役会において決議された2023年12月期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）に係る連結財務諸表は以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

連結財務諸表及び主な注記

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,245,438	1,793,378
貯蔵品	88,421	25,541
前渡金	95,102	164,206
前払費用	13,090	21,091
その他	32,052	8,267
流動資産合計	2,474,106	2,012,483
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	5,443	5,443
減価償却累計額	186	918
建物附属設備（純額）	5,256	4,525
工具、器具及び備品	17,927	18,304
減価償却累計額	8,855	11,922
工具、器具及び備品（純額）	9,071	6,382
有形固定資産合計	14,328	10,907
無形固定資産		
のれん	125,343	115,512
契約関連無形資産	371,711	342,557
その他	820	602
無形固定資産合計	497,875	458,672
投資その他の資産		
長期前払費用	346	3,033
差入保証金	6,037	6,037
投資その他の資産合計	6,384	9,070
固定資産合計	518,588	478,651
資産合計	2,992,694	2,491,134

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	59,197	18,329
未払費用	23,787	19,099
未払法人税等	19,390	5,587
前受金	71,891	32,500
預り金	1,421	1,039
流動負債合計	175,688	76,554
固定負債		
繰延税金負債	122,420	112,770
固定負債合計	122,420	112,770
負債合計	298,109	189,325
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,474,634	2,746,296
資本剰余金	2,917,337	510,829
利益剰余金	2,700,067	955,314
自己株式	0	1
株主資本合計	2,691,903	2,301,809
新株予約権	2,682	-
純資産合計	2,694,585	2,301,809
負債純資産合計	2,992,694	2,491,134

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(連結損益計算書)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
事業収益	1,067	530
事業費用		
研究開発費	912,355	680,817
その他の販売費及び一般管理費	257,781	313,820
事業費用合計	1,170,136	994,638
営業損失()	1,169,069	994,108
営業外収益		
受取利息	29	23
補助金収入	254	57,083
その他	146	113
営業外収益合計	430	57,219
営業外費用		
株式交付費	2,232	2,830
為替差損	4,088	588
その他	269	113
営業外費用合計	6,590	3,532
経常損失()	1,175,229	940,420
税金等調整前当期純損失()	1,175,229	940,420
法人税、住民税及び事業税	3,271	2,645
法人税等調整額	5,985	9,649
法人税等合計	2,713	7,004
当期純損失()	1,172,515	933,416
親会社株主に帰属する当期純損失()	1,172,515	933,416

(連結包括利益計算書)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
当期純損失()	1,172,515	933,416
包括利益	1,172,515	933,416
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,172,515	933,416

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	2,350,451	2,349,451	1,527,552	-	3,172,349	3,689	3,176,039
当期変動額							
新株の発行(新株予約権の行使)	124,183	124,183			248,366		248,366
株式交換による増加		443,703			443,703		443,703
親会社株主に帰属する当期純損失()			1,172,515		1,172,515		1,172,515
自己株式の取得				0	0		0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						1,007	1,007
当期変動額合計	124,183	567,886	1,172,515	0	480,446	1,007	481,454
当期末残高	2,474,634	2,917,337	2,700,067	0	2,691,903	2,682	2,694,585

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	2,474,634	2,917,337	2,700,067	0	2,691,903	2,682	2,694,585
当期変動額							
新株の発行(新株予約権の行使)	271,661	271,661			543,323		543,323
欠損填補		2,678,169	2,678,169		-		-
親会社株主に帰属する当期純損失()			933,416		933,416		933,416
自己株式の取得				1	1		1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						2,682	2,682
当期変動額合計	271,661	2,406,507	1,744,753	1	390,094	2,682	392,776
当期末残高	2,746,296	510,829	955,314	1	2,301,809	-	2,301,809

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	1,175,229	940,420
減価償却費	11,449	33,734
のれん償却額	2,457	9,830
受取利息	29	23
株式交付費	2,232	2,830
棚卸資産の増減額(は増加)	37,515	62,880
固定資産除却損	269	113
前受金の増減額(は減少)	32,891	39,391
前渡金の増減額(は増加)	166,377	69,103
前払費用の増減額(は増加)	2,495	10,686
未払金の増減額(は減少)	39,135	40,868
未払費用の増減額(は減少)	10,500	4,688
未払法人税等(外形標準課税)の増減額(は減少)	2,882	13,024
預り金の増減額(は減少)	53	382
その他	4,280	23,785
小計	1,050,571	985,414
利息の受取額	29	23
法人税等の支払額	2,610	3,423
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,053,151	988,815
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	12,978	1,055
無形固定資産の取得による支出	230	-
差入保証金の差入による支出	6,037	-
差入保証金の回収による収入	104	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	19,141	1,055
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	245,125	538,212
自己株式の取得による支出	0	1
その他の支出	-	401
財務活動によるキャッシュ・フロー	245,125	537,810
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	827,168	452,060
現金及び現金同等物の期首残高	3,007,138	2,245,438
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	65,468	-
現金及び現金同等物の期末残高	2,245,438	1,793,378

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

(セグメント情報等)

当社グループは、医薬品等の研究開発事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
1株当たり純資産額	125.79円	94.97円
1株当たり当期純損失()	61.04円	39.63円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権が存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失()の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	1,172,515	933,416
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	1,172,515	933,416
普通株式の期中平均株式数(株)	19,209,301	23,553,593
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権8種類 (新株予約権の数83,635個(普通株4,665,400株))	新株予約権7種類 (新株予約権の数45,263個(普通株1,360,000株))

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第10期)	自 2022年1月1日 至 2022年12月31日	2023年3月30日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第11期第3四半期)	自 2023年7月1日 至 2023年9月30日	2023年11月14日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年3月30日

株式会社ファンベップ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚 正貴

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北池 晃一郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファンベップの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファンベップ及び連結子会社の2022年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

アンチエイジングペプタイド株式会社の子会社化に関連した取得原価の配分における無形資産の時価の算定及び耐用年数の決定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項(重要な会計上の見積り)及び(企業結合等関係)に記載されているとおり、会社は、2022年10月1日を効力発生日としてアンチエイジングペプタイド株式会社(以下、「AAP社」という)を完全子会社とする株式交換を実施している。</p> <p>会社は取得原価の配分(以下、「PPA」という。)にあたり、外部の専門家を利用して識別可能資産及び負債の時価の算定を行い、取得原価と取得原価の配分額との差額をのれんとしている。その結果、当連結会計年度末において、契約関連無形資産371,711千円及びのれん125,343千円(合わせて総資産の16.6%)が計上されている。</p> <p>会社は、契約関連無形資産の時価をロイヤリティ免除法の評価モデルを用いて算定しており、算定における重要な仮定は売上予測、ロイヤリティ率及び割引率である。また、契約関連無形資産については効果の及び期間として13年を耐用年数としている。</p> <p>当該企業結合取引により認識する無形資産は金額的重要性が高く、算定される時価及び適用される耐用年数により、当連結会計年度以降の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性がある。また、PPAは複数の仮定を用いて実施するためそれらの変動に伴う不確実性が高く、高度な専門性が求められる複雑な領域であり、経営者の判断に依拠する程度も高い。</p> <p>したがって、当監査法人はPPAで算定された無形資産の時価の算定及びその耐用年数の妥当性を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、PPAで算定された無形資産の時価及びその耐用年数の妥当性を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 事業計画の合理性の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引の目的及び取引の経済合理性を理解するために、経営者にAAP社の株式取得の目的と経緯について質問するとともに、取締役会議事録を閲覧した。 使用された将来キャッシュ・フローの基礎となる将来の事業計画と取締役会によって承認された事業計画との整合性を検討した。 事業計画における売上予測及びロイヤリティ率について利用可能な外部データとの比較分析や過去のライセンス契約における実績との比較等を行った。 耐用年数の検討を行うため、AAP社が保有する契約の契約期間との比較を行った。 <p>(2) 経営者が利用した外部専門家の業務の利用</p> <ul style="list-style-type: none"> 会社が利用した識別可能資産及び負債の識別、測定に関する外部専門家の適性、能力及び客観性に関して評価した。 会社が採用した評価手法等が、一般的な評価実務に合致しているか検証するため、当監査法人のネットワーク・ファームの評価専門家を関与させ、会社が取得原価の配分に当たって実施した識別可能資産及び負債の評価手法及び将来キャッシュ・フローの見積りに用いられた重要な仮定及び割引率について検討した。

研究開発費の計上時期及び計上額の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は機能性ペプチドや抗体誘導ペプチドを用いた医薬品の研究開発を行う創薬バイオベンチャーであり、会社にとって最も重要な活動は、機能性ペプチドや抗体誘導ペプチドを用いた医薬品の早期実用化のために実施する研究開発活動である。研究開発活動に要する費用は財務諸表において研究開発費として912,355千円計上されており、【注記事項】(連結損益計算書関係)に記載のとおり、その主要な費目である委託研究開発費は719,496千円と78.9%を占めている。</p> <p>会社は、自社での研究開発活動に加え、前臨床試験や臨床試験に係る多くの研究開発活動を研究開発受託会社等に委託している。</p> <p>これらの業務委託契約は、契約金額が大きく、かつ、単一の契約に支払条件や費用の発生パターンの異なる活動が数多く含まれる。研究開発費の会計処理にあたっては、個々の業務委託契約に応じて研究開発費の計上時期及び計上額が決定され、研究開発の進捗が一つの評価指標でもあることから、研究開発費が早期に計上されるリスクが存在する。</p> <p>以上より、当監査法人は、研究開発費の計上時期及び計上額の妥当性が当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、研究開発費が適切に計上されていることを検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託研究開発費を含む、研究開発費の計上に係る内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価するため、関連文書の閲覧、関係する担当者への質問及び内部統制の実施記録の検証を、サンプルを抽出して実施した。 研究開発活動の進捗状況を理解するため、経営者への質問を実施するとともに、取締役会議事録及び研究開発の進捗状況に関する関連資料を閲覧した。 研究開発受託会社等との契約内容や契約条件を把握するため、関連する契約書を閲覧した。 計上時期及び計上額の妥当性を検討するため、金額的に重要な研究開発費及びサンプリングにより抽出した研究開発費の計上取引について、請求書や納品書、業務完了報告書といった関連資料との照合を実施した。 主要な研究開発受託会社等から確認状を入手し、会社が認識している未払金と研究開発受託会社等の未収金等との整合性を確認した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年3月30日

株式会社ファンベップ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚 正貴

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北池 晃一郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファンベップの2022年1月1日から2022年12月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファンベップの2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

研究開発費の計上時期及び計上額の妥当性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(研究開発費の計上時期及び計上額の妥当性)と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年11月14日

株式会社ファンベップ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 飯塚 正貴
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北池 晃一郎
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファンベップの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(2023年7月1日から2023年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(2023年1月1日から2023年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファンベップ及び連結子会社の2023年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。